

後期高齢者医療保険料

平成29年中の所得に応じて保険料が決定します

保険料 = 均等割額 + 所得割額
(所得 × 所得割率)

※保険料の賦課限度額 62万円

◇均等割額と所得割率

均等割額	39,710円
所得割率	8.07%

均等割額・・・県内の加入者全員に等しく納めていただく金額

所得割額・・・加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

※所得が一定以下の世帯の方は、保険料が軽減されます。(軽減割合は右の表のとおり)

◎均等割額の軽減割合

世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減割合
330,000円を超えない世帯	8.5割
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他所得がない世帯	9割
330,000円 + 275,000円 × 被保険者の数を超えない世帯	5割
330,000円 + 500,000円 × 被保険者の数を超えない世帯	2割
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	5割

保険料をお知らせする通知書は、7月中旬に皆さんへ送付します

保険料の納め方

納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りです

原則は、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により納付書や口座振替(普通徴収)で、納付していただきます。

▷特別徴収・・・年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。

▷普通徴収・・・7月末から翌年2月末までの最大年8回、市役所や市内金融機関の窓口、コンビニエンスストアまたは口座振替で納めていただきます。

☆コンビニでも納付することができます

新しくお送りする納付書は、コンビニエンスストアや東北6県のゆうちょ銀行または郵便局でも納めることができますのでご利用ください。ただし、納期限が過ぎた場合は、ご利用できません。

普通徴収の方へ

納付は口座振替が便利です

納付書で保険料を納める方については、納め忘れや納付書の紛失が多発していますが、口座振替の手続きをすれば、納め忘れや納めに行く手間が無くなり、とても便利です。

口座振替を希望する方は、通帳と通帳印をお持ちになって金融機関の窓口でお手続きください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を300円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。(7月、1月に送付予定)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師にご相談ください。

医療費のお知らせについて

保険証を使って、治療や施術を受けられた方に「医療費通知(ハガキ)」をお送りします。この通知には、診療日数や医療費などが記載されており、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書とともに大切に保管してください。

お問い合わせ

○市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118

○合川総合窓口センター ☎78-2112

○森吉総合窓口センター ☎72-3115

○阿仁総合窓口センター ☎82-2112

後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ



後期高齢者医療制度とは

「75歳以上の後期高齢者」と「障がいのある65歳から74歳の前期高齢者」を対象とした医療保険制度です。

8月から保険証が新しくなります

申請の手続きは必要ありません

8月1日から保険証が、みず色から若草色に変わります。7月下旬に皆さんにお届けしますので、8月1日以降は、新しい保険証を病院や薬局などの窓口で提示してください。

☆保険証の詐取にご注意ください!

広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。

○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。

○不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。

今までお使いの保険証(みず色)
(有効期限) 平成30年7月31日まで
※8月1日以降は使用できません



新しい保険証(若草色)
(有効期限) 平成30年8月1日から
1年間 平成31年7月31日まで

▷現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在、交付を受けている方で、引き続き対象となる世帯の方には、保険証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します。

入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。過去に交付を受けていない方には送付されませんので、認定証が必要な方は、市民課または各総合窓口センターで申請してください。

医療費の自己負担額

所得に応じて、自己負担額の割合と上限が異なります

8月1日から現役並み所得者の区分が「Ⅰ～Ⅲ」に変更されます。

所得区分	対象となる方	自己負担	自己負担の月額上限	
			外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	現役Ⅲ	住民税の課税所得が690万円以上の方	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 140,100円 >
	現役Ⅱ	住民税の課税所得が380万円以上の方		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 93,000円 >
	現役Ⅰ	住民税の課税所得が145万円以上の方		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,000円 >
一般	現役Ⅰ～現役Ⅲ及び低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方	1割	18,000円 ※年間上限額144,000円	57,600円 < 44,400円 >
低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	世帯全員が住民税非課税の方	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	世帯全員が非課税で▽必要経費等を差引くと所得が0円の方▽老齢福祉年金を受給している方			15,000円

※<>内は、それぞれの所得区分における「外来+入院(世帯単位)」の上限を超える月が、直近の12か月以内に4回以上ある場合、4回目からの限度額となります。